

関係法令（法令概要）

●漁業法

- 第143条 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害したものは、20万円以下の罰金に処する。
- 第144条 次の各号に該当するものは、10万円以下の罰金に処する。
- 3 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又は壊したもの

●茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 （空き缶等の投棄等の禁止）

- 第6条 何人も公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。
- 2 何人も、海岸、河川その他の公共の場所において調理を伴う野外活動を行うときは、調理くず等を投棄し、又は放置してはならない。

（深夜花火の禁止）

- 第18条 何人も、海岸、広場、その他公共の場所において深夜（22時から翌6時までの時間をいう。）における花火をしてはならない。

●神奈川県迷惑行為防止条例

- 水浴場等における危険行為等の禁止（該当者は、50万円以下の罰金、拘留、科料）
- 第13条 何人も、通常人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において（以下「遊泳者等」という。）～中略～遊泳者等に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
- 2 何人も、遊泳者等の遊泳若しくは遊戯を妨げてはならない。
- 3 何人も、遊泳、行楽等のため多数の人が集まっている海水浴場等の一般交通の用に供しない場所において、みだりに、自動車、原動機付き自転車若しくは軽車両を走行させ、又は排気音を発する等公衆に対し、著しく不快の念を抱かせるような行為をしてはならない。

届出・連絡・事前協議



湘南海上保安署 …………… ☎0466-22-4999

海上でのイベントを行うときは事前にご相談ください。



茅ヶ崎市漁業協同組合 …………… ☎0467-82-3025

漁業権の漁場区域にかかるイベントなどを行うときは、事前に協議を行ってください。



県藤沢土木事務所許認可指導課 ☎0466-26-2111

海・浜を利用するイベントなどは事前にご相談ください。



茅ヶ崎市役所農業水産課・公園緑地課 ☎0467-82-1111

海・浜・イベントデッキ・公園を利用するイベントなどは事前にご相談ください。

水難事故が発生したら



湘南海上保安署 …………… ☎0466-22-4999

茅ヶ崎警察署 …………… ☎0467-82-0110

茅ヶ崎消防署 …………… 119

海の緊急連絡 …………… 118

海・浜を利用される皆さまへ

茅ヶ崎の海は、黒潮の影響や海岸から数kmにわたる砂地の海底、茅ヶ崎の沖合1.5kmにある「えぼし岩」には岩礁が形成されており、回遊魚や底生魚など様々な種類の魚が獲れる県内有数の漁場です。

また、えぼし岩・富士山・江ノ島を背景にサーフィン、水上バイクなどのマリレジャーを楽しむことができる人気のマリレジャースポットです。

近年では、新たなマリレジャーの普及やビーチサイドウォーク、ランニングなど、海岸の利用者数が増加しています。

それに伴い、漁業者とマリレジャーを楽しむ方とのトラブルやマリレジャーを楽しむ方同士のトラブルが問題となっています。また、砂浜でのバーベキュー、ゴミの投棄、大音量での音響設備の使用、深夜の打ち上げ花火など環境・景観や近隣の居住環境などに対して与える影響も問題となっています。

そこで茅ヶ崎市では、漁業とマリレジャーの共存、美しい景観と環境の保全、海岸利用のマナーアップのため「茅ヶ崎 海・浜のルールブック」の見直しを行いました。

みなさんの手で魅力と秩序ある茅ヶ崎の海・浜を守ってくださいますようお願いいたします。

茅ヶ崎 海・浜のルールブック

ルールを守って



ちがさ貴族 波の精霊
えぼし麻呂&ミーナ

楽しく遊ぶぞよ~!!

発行

茅ヶ崎市経済部農業水産課 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 ☎0467-82-1111

協力機関

湘南海上保安署／茅ヶ崎警察署／神奈川県／茅ヶ崎市消防本部／茅ヶ崎市漁業協同組合
サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ／公益財団法人かながわ海岸美化財団
湘南レスキュー隊／日本サーフィン連盟湘南茅ヶ崎支部／リバーポートマリーナ
海岸開発協同組合／茅ヶ崎市サーフィン業組合／NPO法人茅ヶ崎海岸づくり推進機構
相模湾地域遊漁・海面利用協議会

茅ヶ崎 海・浜のルールブック

各エリアについて

走行禁止エリア

茅ヶ崎漁港周辺は、船舶の出入港が盛んなエリアです。堤防により見晴らしの悪い箇所があり、船舶との接触事故などの危険性があります。また消波ブロックなどの構造物や暗礁、定置網が海面下にあり危険なため、このエリアで水上バイク・パドルボードなどのマリンスポーツを行うことは禁止します。

走行注意エリア

相模川河口付近やえぼし岩周辺では、事故が多く発生しています。相模川からの流入により複雑な潮流や離岸流が発生し、また、えぼし岩付近は暗礁があるため、走行には十分注意しましょう。

徐行エリア

砂浜付近に設定しており、サーファーや遊泳者などが多くいます。接触事故防止のため、このエリアへの進入する場合は十分に注意しましょう。進入する場合は5ノット以下（時速10km以下）での走行をお願い致します。

地曳網操業エリア

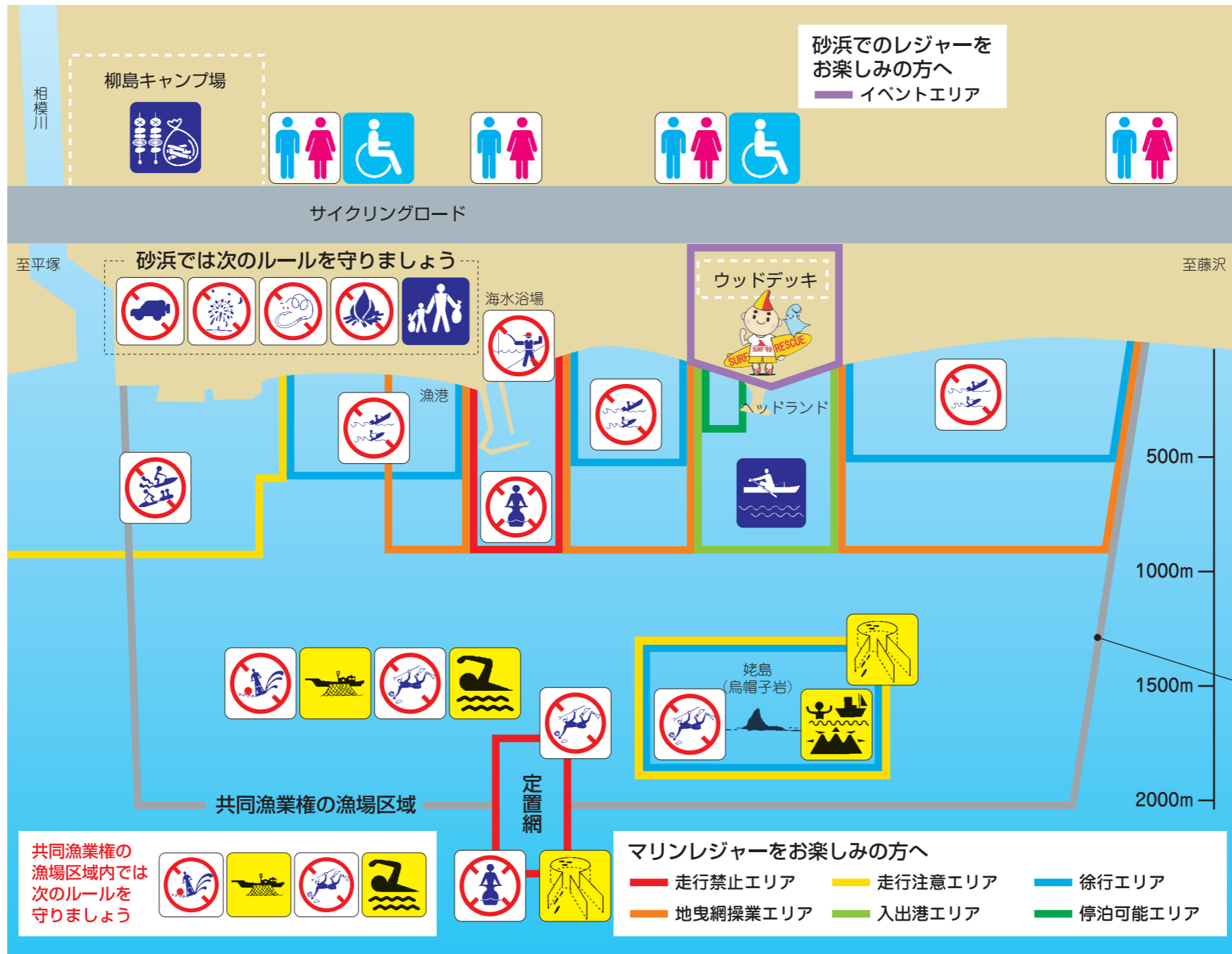
地曳網の漁業権が設定されています。地曳網漁船の操業中は接触事故の防止や、海面下の漁網、漁具損傷の防止のため、このエリアへの進入はやめましょう。※地曳き網漁は、曳き網漁などのように、魚群を追って漁を行うことが出来ません。設定された漁業権の範囲に入ってきた魚を獲る、伝統の漁法です。水上バイクやモーターボートなどのエンジン音により、魚が沖に逃げることがありますので、このエリア内での走行は極力避けていただけましたら幸いです。

入出港エリア

水上バイクなどは、このエリアからの発着をお願いします。（パドルボードなど動力機の付いていないものは除く）エリア内では5ノット以下（時速10km以下）での走行をお願い致します。

停泊可能エリア

水上バイクやモーターボートなどの一時的な停泊が可能です。（サーファーやカヤックなどの利用者が多いエリアです。停泊のために進入する際には、十分注意してください。）



各マークについて	
	事故防止のため水上バイクやシーカヤックなどの走行はやめましょう。
	徐行エリア内では、5ノット以下（時速10km以下）で走行しましょう。
	相模川河口周辺での走行は、複雑な潮流や離岸流のため、大変危険ですので、十分注意しましょう。
	他の人の設置したブイ・マークや漁業用ブイ・旗を回らないようにしましょう。
	アワビやサザエ等の貝類や海藻類をとってはけません。
	深夜から早朝にかけての打ち上げ花火・音の出る花火は禁止です。
	一般車両やオートバイの海浜への乗り入れはやめましょう。
	操業中（黒色旗を掲揚中）の漁船には近づかないでください。海中の漁網などを傷つける場合があります。周囲150m以内には近づかないようにしましょう。
	茅ヶ崎漁港での釣りはやめましょう。漁業者の漁港施設利用の妨げとなる場合や錘などにより船舶に損傷を与える危険性があります。
	切れた糸・針・錘は放置せず、必ず回収して帰りましょう。
	砂浜や構造物上での焚火や直火焚のバーベキューは禁止です。
	水上バイク・ヨット・パドルボードなどの入出港、一時的な停泊が出来ます。
	定置網・養殖イカダ周辺には近づかないでください。
	水中の隠れた暗岩に注意しましょう。
	ゴミは必ず持ち帰りましょう。
	バーベキューは決められた場所で行うようにしましょう。また、バーベキューを行ったら火の始末をしてゴミと炭を持ち帰りましょう。
	遠泳者は目立つ格好をする、伴走をつけるなど、事故防止に努めましょう。
	ライフセーバーの注意を守りましょう。

各エリアについて

イベントエリア

ヘッドランド北側のイベントデッキを含む一帯はサーフィンの茅ヶ崎市長杯やフラダンスイベントなど、様々なイベントが開催されるエリアです。イベントデッキでのBBQは禁止です。

砂浜を利用される方へ

砂浜で音響設備を使う場合は、大音量で利用しない、午後4時以降は利用しない等、近隣の住民などに十分に配慮し、周囲の方の迷惑とならないようにしましょう。

個人や団体がイベントを行う際は事前に届出が必要です。

※柳島キャンプ場にはバーベキューを行える施設があります。（予約制・有料）

※ゴミは必ず持ち帰ってください。皆さまの手で茅ヶ崎の海・浜を守りましょう。

遠泳をされる方へ

泳者は船舶等から非常に発見されづらく、事故の危険性が高いです。船舶から発見されやすいよう、蛍光色のキャップを被る、泳者用のブイを着用する等事故防止に努めましょう。

共同漁業権の漁場区域

茅ヶ崎市の海岸から沖へ約2kmの範囲は、共同漁業権の漁場区域です。この区域において、漁業を営む権利を侵害することは禁止されています。また、漁業権の設定された貝類や海藻類などを獲ることも禁止されています。（漁業法第143条）

早朝から午前10時頃は、漁船が慌ただしく走り回ります。

操業中の船舶には近づかない、目立つ格好をする等、ルールを守って事故防止に努めましょう。